

添付法令資料 3 :

ロシア連邦法令ニュースレター ～2020年の憲法改正案について～

本年1月15日、プーチン大統領は、年次教書演説でロシア連邦憲法の改正を提案し、改正案を作成するためのワーキンググループが設置された。その後、同月20日、憲法改正案が下院に提出され、同月23日、下院は、第一読会で承認した。同案は、今後、上院（国家評議会）においても可決され、本年4月中には全ロシア連邦国民投票に付される可能性が高い。

年次教書演説において、大統領は、以下の点を内容とする憲法改正を提案しており、これらがそのまま上記改正案に取り入れられている。

1. ロシア連邦法を国際法の上位に置くこと。
ロシア連邦法と抵触する国際的な司法判断は、ロシア連邦において効力を有しないものとする。
2. ロシア連邦大統領候補の要件の厳格化
ロシア連邦大統領候補者の要件を、25年以上ロシア連邦内に居住しており、かつ、外国籍又は外国における永住権を有しない者とする。
3. 外国籍又は外国永住権保有者が公職に就くことの禁止
当該禁止は、ロシア連邦の議員(депутаты Госдумы)、大臣、政府職員、裁判官その他の「非常に重要な」役職にある多くの公務員に適用され、また、ロシア連邦構成主体の首長等(главы регионов)にも及ぶ。
4. ロシア連邦上院の権限の強化
ロシア連邦構成主体の首長等によって構成される上院は、「社会・経済発展の優先分野」等に係る政策を決定する権限を有する強力な国家機関となる。
5. 議会下院への閣僚指名権の付与
ロシア連邦首相と閣僚人事の決定権は、大統領から議会下院に移り、大統領は、下院において承認された候補者を拒否することができないものとする。
6. ロシア連邦法執行機関の長(руководители силовых ведомств)及び検察官(прокуроры регионов)の任命手続の変更
大統領は、上院の事前の承認を経なければ、その任命を行うことができないものとする。
7. ロシア連邦憲法への社会保障関係規定の導入
例えば、従前、法律に規定されるにとどまっていた、最低賃金が最低生活水準を下回ってはならないこと、年金水準について定期的な見直しが行われるべきことなどを憲法中に規定する。
8. 憲法裁判所の役割の強化
憲法裁判所は、大統領の要請に応じて法案の違憲審査を行う権限を有するものとする。
9. 上院に憲法裁判所及び最高裁判所判事の罷免権を与えること。

以上